

平成 21 年 5 月 22 日

「改正省エネ法（工場・事業場）説明会」開催について

省エネルギー対策については、地球温暖化防止の観点から産業部門を中心に進められてきましたが、民生部門においてもエネルギーの使用の合理化を進めることを目的に、平成 20 年 5 月「エネルギーの使用に関する法律」（省エネ法）が改正され、平成 22 年 4 月からの施行を控えております。

今回の改正により、これまで省エネ法の適用を受けてこなかった多くの中堅企業や複数店舗で事業を展開される企業等が新たに対象になるものと想定されております。

このたび、これらの企業等に対する改正省エネ法の周知徹底を図るため、全国 47 都道府県において「改正省エネ法（工場・事業場）」の説明会が開催されます。京都府では、京都商工会議所において 8 月 6 日（木）13：30 から 16：50 の予定で開催されますのでぜひ参加してください

（参考）新たに規制の対象になる可能性のある事業場（年間エネルギー使用量が 1,500 k l（原油換算値）以上）の目安

小売店舗	約 3 万㎡以上
オフィス・事務所	約 600 万 kWh/年以上
ホテル	客室数 300～400 規模以上
病院	病床数 500～600 規模以上
パチンコホール	全店舗合計で遊戯台数 2,500 台以上
コンビニエンスストア	30～40 店舗以上
ファーストフード店	25 店舗以上
ファミリーレストラン	15 店舗以上
フィットネスクラブ	8 店舗以上

【注意】 事業所の立地条件や施設の構成等によってエネルギーの使用量は異なります。あくまでも一般的な目安として例示したものです。

場所、日程等の詳細は、財団法人 省エネルギーセンター<http://www.eccj.or.jp/>
（イベント・募集情報：改正省エネ法（工場・事業場）説明会）をご参照ください。